

顕著なら立ち入り調査も

国土交通省は17日、07年度の下請代金支払い（受け取り）状況等実態調査の結果を発表した。元・下請業者間の代金支払い状況や契約内容が、昨年度までの調査結果と比べてわずかに改善していることが分かった。不適切な回答は資本金階層の低い業者や一般許可業者に多く、下請業者に対する調査では労務費の現金支払いについて元請業者との回答に食い違いが目立った。同省は今月から来月にかけて、下請業者との回答内容が著しく異なる元請業者を中心に立ち入り調査を行い、必要があれば改善を指導・勧告する。

業者の本年度の回答とは、昨年度までは大きな食い違いが表れた。同省は元・下請業者間で異なる回答が目立つ業者を中心に、立ち入り調査を行う。昨年度までは300業者程度を対象にしていたが、4月の建設業法令順守推進本部の設置を受け、制限を設けず立ち入り調査を行う方針。

針。必要に応じて改善を指導・勧告する。今回の調査では、下請業者に自由回答の記入欄を設けたところ、「請負契約を締結しないまま工事が進行し、出来高請求もできない」「見積書を提出しているにもかかわらず、工事竣工前または竣工後に一方的に金額を通知」「追加工事や変更工事を行っても一方的に値引きして支払われる」といった記述があった。調査は、元下請け関係の適正化の指導に活用することを目的に、毎年実施している。大臣許可3000社（資本金1億円超1000社、資本金1億円以下2000社）、都道府県知事許可業者2000社の計5000社の特定建設業者と、大臣

許可の一般建設業許可業者1000社を対象に7月に書面で行った。大臣許可の特定建設業者（資本金1億円超）のうち400業者に、取引のある1次下請業者を3者ずつ紹介してもらい、その1200業者を対象とした下請代金受け取り調査は8・9月に行った。

労務費で異なる回答目立つ

特定建設業者に対する現金で支払うとした適調査では、適正回答の割合が前年度より減少。公共工事の労務費を現金で支払っていたのは06年度が95・9%、07年度が94・9%。民間工事の労務費を現金で支払っていたのは06年度が94・6%、07年度が93・0%といずれも悪化した。労務費の支払い状況を下請業者に聞くと、現金で支払われているのは公共工事で65・4%、民間工事で49・3%と、元請

ただ、下請代金の支払い方法をみると、労務費